

令和7年土幌町議会第1回定例会

1 議事日程 3月11日（火曜日） 午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 一般質問

1 大西 米明 議員

年収103万円の壁について

2 山中 明裕 議員

土幌町教職員の働き方改革及び環境整備について

3 牧野 圭司 議員

道の駅ピア21しほろの展望について

日程番号3 追加議案第29号 令和6年度土幌町一般会計補正予算（第13号）

日程番号4 議案第5号 定住自立圏形成協定の変更について

日程番号5 議案第6号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

日程番号6 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

日程番号7 議案第8号 土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号8 議案第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号9 議案第10号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

日程番号10 議案第11号 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第12号 土幌町社会福祉委員会条例を廃止する条例案

日程番号12 議案第13号 土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例案

日程番号13 議案第14号 報酬に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号14 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号15 議案第16号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程番号16 議案第17号 土幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

日程番号17 議案第18号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程番号18 議案第19号 建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部を改正する条例案

日程番号19 議案第20号 土幌町簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案

日程番号20 議案第21号 令和7年度土幌町一般会計予算

日程番号21 議案第22号 令和7年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
 日程番号22 議案第23号 令和7年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程番号23 議案第24号 令和7年度士幌町介護保険事業特別会計予算
 日程番号24 議案第25号 令和7年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
 日程番号25 議案第26号 令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算
 日程番号26 議案第27号 令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算
 日程番号27 議案第28号 令和7年度士幌町下水道事業会計予算

2 出席議員（12名）

1 番 中村 貢 2 番 森本 真隆 3 番 山中 明裕 5 番 矢坂 賢哉
 6 番 牧野 圭司 7 番 大西 米明 8 番 西山 伸宏 9 番 伊藤 健蔵
 10 番 成田 哲也 11 番 曾我 弘美 12 番 秋間 紘一 13 番 河口 和吉

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志
 代表監査委員 寺田 和也

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	総務課長	西野 孝典
地域戦略課長	小野寺 務	会計管理者	三野宮智恵子
町民課長	吉川 和美	保健福祉課長	佐藤 慶岩
産業振興課長	郷原 敏宏	建設課長	上山 英樹
建設課道路維持担当課長	若原 裕	病院事務長	増田 達也
特老施設長	齋藤 英雄	幼児教育課長	角田 淳二
消防課長	仙石 譲		

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	下坂 吉彦	教育課長	川岸 滋一
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長 藤内 和三 係長 長岡 直美

9 議事録

会 議 の 経 過

(午前 10 時 00 分)

1	河 口 議 長	ただいまの出席議員は12名であります。 定足数に達していますので、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、中村貢議員及び2番、森本真隆議員を指名します。
2	大 西 議 員	日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、大西米明議員。
	河 口 議 長	おはようございます。それでは、私は町長に対して年収103万円の壁について質問をさせていただきます。 現在政府では、所得税の基礎控除等を引き上げる非課税枠を現行の103万円から引き上げるいわゆる年収103万円の壁の見直しが検討されているが、地方財源への影響について伺います。
	高 木 町 長	答弁を求めます。町長、登壇願います。 大西議員のご質問にお答えをさせていただきます。
		所得税の非課税枠に係る年収103万円の壁につきましては、パート労働者など被扶養者の就労時間の抑制につながり、世帯所得の増加の抑制や企業の労働力不足の一因になっていると指摘されています。そのような中、昨年末に政府が公表した令和7年度税制改正大綱では、年収103万円の壁は178万円を目指し、控除額を引き上げるよう検討していくこととされ、令和7年の所得税非課税下限額については給与所得控除額及び基礎控除額をそれぞれ10万円引き上げ、123万円とする改正内容が示されたところであります。 一方、住民税においては、基礎控除額が据え置かれていましたが、本町の住民税への影響額を試算しましたところ、令和6年度ベースとの比較となりますが、2,000万円程度の減収になるものと見込んでおりました。しかしながら、その後の国会審議の過程では所得税非課税下限額を160万円に引き上げ、収入に応じ段階的に基礎控除額を引き下げる修正案が審議されており、この修正案が住民税にどのような影響があるかは現段階では不透明な状況となっております。 なお、将来的に所得税非課税限度額が178万円へ引き上げられた場合の本町の住民税への影響額を機械的に試算しましたところ、1億5,000万円程度の減収になると見込まれるため、本町の税財源に与える影響とそれに伴う行政サービスへの影響に大きな懸念を抱かせざるを得ないものと認識をしております。 いずれにしましても、引き続き税制に関わる今後の議論や国会審議な

		どの動向を注視しつつ、本町における財政面、行政サービスへの影響の把握に努め、国に適切な措置を講じるよう求めるなど、必要な対応を行ってまいりたいと存じます。
		以上、大西議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。
河口議長		再質問があれば許します。大西議員。
大西議員		私が一般質問出したときには123万円の壁にするのかという、野党は178万円ということで綱引きをやっていて、今やっと160万円で落ち着いたのだと思いますが、103万円の壁もありますが、ほかにも106万円の壁だとかいろんなところがあるのだと思いますが、差し当たり103万円の壁というのはどういうものになるのか改めて聞きます。
河口議長		答弁を求めます。町長。
高木町長		103万円の壁についての詳細については、町民課長から説明をさせていただきますと思います。
河口議長		町民課長。
吉川		町民課長、吉川より説明させていただきたいと思います。
町民課長		いわゆる年収の壁、103万円につきましては、給与収入のある方が対象になりますが、給与収入から所得控除の分を引きまして55万円、残ったものが所得になりますが、48万円の所得が残ることになります。法定控除が1人当たり48万円ありますので、それを差し引くと課税所得についてはゼロ円になるということで、本人の所得税もかからないし、配偶者控除だとか扶養控除の対象になる収入の金額のことになります。
		以上でございます。
河口議長		大西議員。
大西議員		103万円の壁のおかげで結構働きたくてもそこでやめてしまうという。私もこの間まで消防団にいましたが、女性消防団を募集して、入っていただいたのだが、出動手当が収入に入ると103万円超えてしまうから出動できないのだというような、こんなになって困ったものだなということで、総務省にその話をして、何とか出動手当だけは収入でなくなったのですが、そういうことで結構103万円の壁でいろんな控除額やらみんなあれされますので、働かない人というのは、それが原因で働けない、働けないと言ったらおかしいが、働いていない人が土幌町で分かるのか、もし分かれば人数どのぐらいなのかお聞きします。
河口議長		答弁を求めます。町長。
高木町長		年収103万円未満に意識的に抑えているのか、たまたまそうなったかは別として、その人数については町民課長からお答えをしたいと思います。
河口議長		町民課長。
吉川		町民課長、吉川より回答させていただきます。
町民課長		103万円未満の給与収入の方、町内で約980名ほどいますが、こちらに

河口議長
大西議員

についてはほかの収入だとか、農業所得がある方も含んでいますが、その中で93万円から103万円未満の給与収入の方、約100名本町に在籍してございます。

大西議員。

103万円の壁はあるが、社会保険や何かは106万円だから、106万円いくとまた社会保険もかかってしまうので、その辺もあるので、でも100人近くが、それが原因で働き控えているということになるか、ならぬか分かりませんが、今これだけ人手不足になっているので、もしそれがあれだと働き手が100人土幌町に増えるということは大したプラスになっていくのかなと思います。ぜひ皆さんに分かりやすく教えてやって、働いてもらうような姿勢をつくってほしいと思いますが、いずれにしても本町の税収の減、今1億5,000万円という減収になるということですから、道では500億円強、札幌市も500億円、帯広市で33億円かな、そのぐらいの減収になっていますが、土幌町も1億5,000万円の収入って、国も交付税が何かで措置はしてくれるのだろうなと思いますが、今総理も地方にあんまりあれさせないように考慮したいという話がありますが、土幌町で1億5,000万円が収入減になると、交付税でどのぐらい措置されるのか、その辺の目安は立っていますか。

河口議長
高木町長

町長。

先ほどお答えをした減収1億5,000万円というのは、あくまでも機械的に控除額を75万円引き上げた、増やしたということでありまして、今後の国会の議論の中でそれが住民税の部分はどうかというのはまだはっきりしていませんので、その動向を注視しなければなりません。住民税1億5,000万円が減になったときに地方交付税の制度としてどのようになっていくについては、総務課長から説明をさせていただきたいと思います。

河口議長
西野
総務課長

総務課長。

総務課長、西野からお答えさせていただきます。

今お話ありました住民税1億5,000万円減収ということで、本町の普通交付税の影響というところでございますが、地方税の収入の増加、減少に応じて普通交付税が減少、増加するという仕組みとなっておりますので、普通交付税参入のその収入の部分である基準財政収入額の算定におきましては、地方税の収入見込額の75%が算入されるということになっておりまして、仮に住民税1億5,000万円減収となった場合、その75%の1億1,250万円の減収分しか交付税に反映されませんので、単純計算とはなりますが、町は差引き3,750万円の収入減となる計算となります。あくまでも住民税と普通交付税の関係に絞った計算、試算となりますので、住民税が減ったとしてもその分を100%交付税で補填されるというわけではございませんので、そういった実態を考えますと町の歳入に少なからず影響があるものと予想されるところでございます。

河口議長
大西議員

以上でございます。

大西議員。

住民税、固定資産税は、町の財源の一番の主立った収入ですから、住民税がそれだけ減って、4分の3は交付税で補填されるだろうということで、3,000何がしが収入減になってくるということで、それが住民サービスにどう影響していくのか。これはまだ国もきっちりはいれしていませんから、4分の1減った分を町はどのようにして、臨時財政特例債を借りてやるのか、それとも足りない分は住民サービスを減らしていくのか。25年と26年の2年の時限立法ですから、その間のことですから、今から考えていかないと困るのかなと思いますが、町長は足りない分をどうしていくという思いがありますか。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

先ほど総務課長から説明させていただいたように、仮に住民税が1億5,000円減になったときに、交付税でその4分の3が補填されるので、実質差引きすると3,750万円が町の歳入から減ってしまうということになるわけでありまして、これに対してどのようにしていくかというのが一つあるかとは思いますが、これ土幌町だけの問題ではなくて、全国の都道府県、市区町村で同じことが起きることになります。国全体で考えるとどうなるかということをお話しさせていただきたいと思うのですが、今回の壁の見直しということで、178万円まで引き上げられるとすれば、国全体で所得税が実は3兆円ほど減収すると言われております。地方交付税の財源は、所得税の33.1%、それから法人税、酒税、いろいろあるのですが、法定で決まっているわけでありまして、所得税が3兆円減れば地方交付税の財源が1兆円減ると、ちょうど3分の1ということになります。加えて、地方の住民税が国全体ではどれだけ減るかということ、約4兆円と試算されております。そうすると、地方交付税制度の中で4兆円の4分の3、3兆円を地方交付税で要するに国は地方に補填しなければならないということになるので、合わせるとこの財源不足の1兆円等を出さなければいけない3兆円、合わせて4兆円がお金必要になってきます。その分が財源が不足するということになるのですが、国全体の交付税というのは令和7年度の今の計画でいうと19兆円弱ということになります。そのうちの4兆円ですので、2割をちょっと超すような割合、非常に大きな割合でありまして、それを国はどのような形で財源を見つけていくのか、あるいは制度を変えるのかということがあります。仮のこの分を地方交付税が全て減額をされてしまうと、これは全国の都道府県、市町村において行政サービスに大きな影響を及ぼす問題になるのかなと思っていますところであります。

うちがどうするかということの前に、既に昨年12月20日ではありますが、全国町村会においては令和7年度の与党税制大綱に関する声明というものを発表しておりますし、同じく12月27日に地方六団体、いわゆる

河口議長
大西議員

全国知事会、市長会、町村会、そして各議会議長会の6団体で令和7年度地方財政対策についての共同声明を出しておりまして、地方の担う行政サービスに支障を来すことのないよう国の責任において代替となる財源を適正に確保することを強く求めているところでございまして、やはり国の議論の中でしっかり地方の行政サービスにも支障を来さないように措置いただくよう考えていただくしかないのかなと思っているところでございます。

いずれにいたしましても、地方の声をこの全国町村会を通じて、また地方六団体に結集をしながら、国に対して地方交付税をはじめ地方税財源の充実、確保が図られるよう強く求めてまいりたいと考えているところでございます。

大西議員。

地方六団体は、ぜひ減る分を国が面倒見てくれというような、それは当然なことなのです。ですが、国がそんなに財源あるのかって、金が。だから、7兆円とか8兆円とかと今言っていますが、その金がなければ、100%というわけにはいかないと思うが、やはり国が地方交付税の中で面倒見れるのもそれは何%かはあると思うのです。ですが、100%は各自治には来ないのだと思いますが、町長もそのぐらいのことは分かっていると思うのですが、それでその足りない分、国にちゃんと交付してくれよってお願いする部分もあるが、もし足りなかったらどうするのだというそこも行政は考えていかないと、来ると思ったが、来ないから、あしたからどうするのだという話にはならないと思うのです。ですから、町としてどこを住民サービスを削っていかうとしているのか、もし万が一なったときに。それか臨時財政対策債を借りるのか、その辺はもう考えていかないと駄目なのだと思うのです。国も予算もう通るのですから。町も3月議会で予算通すのですから、やっぱりその辺のことは町長は考えていると思うのですが、どうですか。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

令和7年度の部分については、国の地方交付税については足りない分は国全体の予算の中で、出口ベースで約19億円を確保すると報道もされておりますので、その分については今の予定どおり交付税が交付されると考えているところでありますが、議員おっしゃるような今後の部分どうかというところではありますが、当然国は地方財政計画というものを立てながら、国として地方を含めた行政サービスをどのようにしていくかと考えているところでありますので、1つは住民税の控除の部分をどうするのかと。単純に引き上げるのか、住民税についてはそこは据え置いていくという選択肢もあるのかなと思いますので、その辺のところを国全体の、国と地方も含めた行財政の仕組みの中で考えていただきながら、適正にそこは判断していただければなと思っているところでありますが、歳入減った部分の対応という部分については、急にいろんな行政

河口議長
大西議員

サービス等々に一気に見直すというのはなかなか難しいところもございますので、一時的に足りない分はいろんな財政対策債などを借りる中で、その間で行政改革を一方では進めていきながら、そこに対応していきたいと考えているところであります。

大西議員。

いずれにしても、103万円の壁を上げて160万円の壁にするのだが、それによって住民はプラスになります。1人当たり2万円から4万円ぐらいの税金が減らされるということでプラスになるのですが、やっぱりその分行政はその分を何かで担わなければならない。国はどこまで出してくれるのか。言ってみれば臨時財政特例債は、行く行くは交付税措置されるような金ですから、そういうのを借金として借りていくのも一つの方法かなと思いますが、いずれにしても今回は野党の綱引きで制度がころころ変わっていて、本来は税制というのは簡素化されなければならないものが今度これですら4通りぐらいになったりなんかして、国会討論なんか見えていますと質問している野党の人が何だかよく分からなくなってしまうようなあれですから、これ本当に難しいので、町民もよく分からないのだと思うのです。ですから、町民にどのように理解をしてもらうか。103万円の壁で働きあれしている人たちにもきちっと160万円までいいですよというような、そうすると社会保険が106万円のあれもあるし、いろんなものあることを住民にどうやって知らせめるかということも大事なのだと思うのです。町はもうほうですから。その辺は、町民課長、どうやって住民に徹底していくのか。非常に難しい話だと思うのです、町長でもいいですが、町長。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

今税制がいろいろかなり複雑化をしていると私も認識をしているところでありまして、160万円の壁にしてもその間の給与所得の方の控除額が段階的にということになっていますので、やはりそこは町民の方にもその制度はこうなっているのだということを、新聞等でも分かりやすいイメージ図が載っていたりいたしますので、そういったものも活用しながら、広報の中でお知らせをしながら理解を深めていただき、またそれによる町の財源がどのような関係になっているかということもお知らせしながら皆さんに周知していければと、理解をいただくように努めていきたいと思っているところであります。

河口議長
大西議員

大西議員。

何ぼ言っても切らない話だからやめますが、いずれにしても今の広報をどうやってやるのか、それから仮に減収になったときに町の住民サービスをどこまで控除できるのか、町長、町の職員も苦勞すると思いますが、住民サービスをあんまり減らさないような形でこれからやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

河口議長	以上で大西米明議員の質問を終わります。 質問順位 2 番、山中明裕議員。
山中議員	それでは、私から士幌町教職員の働き方改革及び環境整備についてということで教育長に質問させていただきます。 令和 5 年第 3 回定例会一般質問及び令和 6 年第 3 回定例会決算審査の場において教職員の働き方改革について質問いたしました。決算審査の場で教育長から士幌町教職員の時間外労働時間は 2 割ほど削減されたと回答がありましたが、それだけではやはり十分とは言えません。7 年度、士幌町の教職員の働き方改革及び負担軽減のための環境整備について具体的にどのように計画しているのか伺います。
河口議長	答弁を求めます。教育長、登壇願います。
土 屋	山中議員のご質問にお答えをさせていただきます。
教 育 長	教職員の働き方改革については、北海道教育委員会において平成 30 年度より学校における働き方改革を具体的に進めるため、学校における働き方改革北海道アクションプランを策定し、現在は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間で期間となる第 3 期アクションプランを進めております。これに伴い本町におきましても教員自身がこれまでの働き方を見直し、子供たちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで、質の高い学びと持続可能な学校の実現につながるよう教職員の意識改革と業務の効率化などの働き方改革に取り組んできたところであります。 ご質問にあります令和 7 年度の本町における働き方改革及び負担軽減のための環境整備についての具体的な取組内容としましては、昨年度までに引き続き学校行事や各種業務のスリム化、勤務管理システムによる教職員の勤務状況の確認及び働き方改革への指導、助言、校務支援システムの運用による業務の効率化などの取組を推進することや学校運営協議会等地域と学校の連携、協働に関わる場においても学校の働き方改革について積極的に議題として取り扱うように学校と連携し、コミュニティ・スクール活動のさらなる推進を図る中で第 3 期のアクションプランで示されております教職員の時間外在校等時間を 1 か月で 45 時間以内、1 年間で 360 時間以内を目指すこと、教職員の働き方改革に関する意識を高めることや働きやすさと働きがいとを両立させた学校運営体制の充実にも努めてまいりますので、ご理解賜りますよろしく願いをいたします。 以上、山中議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。
河口議長	再質問があれば許します。山中議員。
山中議員	回答ありがとうございました。 さて、私が教職員の働き方改革について何度も取り上げているのは、私にとって非常に悲しいことがあったからです。実は、私の教員時代の教え子が 1 年半ほど前に亡くなりました。私は、スキー以外に柔道も専

門で、当時から柔道部の顧問もしておりまして、そのときのキャプテンをやっていた子です。その教え子も教員として働き、全国選手を育てるなど、柔道部の顧問として情熱を燃やしていた人間でした。50歳代で、そして学校の中心として活躍しておりましたが、その年の文化祭終了後、帰宅して本人、次の子供たちの柔道大会があるから、審判をしないといけないので、早く寝ると言い残し、床に就いたそうです。奥さんが異変に気づき、心臓マッサージを施しながら搬送されたそうですが、帰らぬ人となりました。また、以前の勤務校の同僚で、陸上部の顧問として熱血指導をしていた中堅教員がおりましたが、やはり修学旅行後に亡くなりました。これらの原因は、働き過ぎとは断定はできませんが、2人とも心不全でした。教師にとって子供のためにという言葉は活力の源になります。子供のために、生徒のために、ついつい無理をしてしまいがちです。自分の体が悲鳴を上げていても頑張ると、これが教師というものであります。そんな悲しい出来事を繰り返さないために、教職員の働き方改革にさらに力を注いでいただきたく、質問をいたします。

さて、先ほど回答いただいた学校行事や各種業務のスリム化とは、今年度具体的にどのような想定をしているのかお伺いいたします。

河口議長
土屋
教育長

答弁を求めます。教育長。

学校行事、それから各種業務のスリム化ですが、学校行事については今までやっていたものは大体必要なものとしてやっていたわけですから、これは継続はして行事としては取り組まなければならないのですが、内容等を精選をする中でスリム化を図れるものについてはスリム化を図っていきたいと考えております。

それから、業務のスリム化ですが、学校行事と言えるかどうかは分からないのですが、現在も取り組んでおりますが、例えば従前で行っていた家庭訪問であるとか、そういったものについては今各学校で家庭訪問をせずに、例えば個人面談で代えたりとか、中土幌小学校については担任が替わった場合のみ家庭訪問は行っていますが、いわゆる家の中には上がらずに、玄関先で5分程度で、顔合わす程度で終わらせたりだとか、そういった取組は今後とも進めていきたいと思っておりますし、あとは例えば朝の打合せ時間の短縮だとか、土幌小においては今毎朝朝の打合せをやっているのですが、新年度から例えば週2回とか少し回数を減らして、先生方が業務をする時間を時間外ではなくて時間内に終わらせるような努力をしていくだとか、そういった形での見直しを、各学校によっていろいろ現状は違いますので、取り組み方の違いは出てくるかと思いますが、そういったことを各学校の中でも今検討して進めているということでご理解をいただければと思います。

河口議長
山中議員

再質問があれば許します。山中議員。

ありがとうございます。

河口議長
土 屋
教 育 長

続きまして、勤務管理システムによる教職員の勤務状況の確認ということもありましたが、持ち帰り残業についてはどのように把握しているかお聞かせください。

答弁を求めます。教育長。

まず、勤務時間の管理システムの導入については、従前はいわゆる出勤簿で判こを押したら終わりということで、極端な話をすれば管理職、校長、教頭もその先生が何時に帰っただとか、そういったことをなかなか把握ができていなかったと。このシステムであれば退勤時間も全て分かりますので、やはり長く残っている先生への指導だとか、そういうことはしやすくなったという部分で、時間外の勤務の減少にはつながっているかと思っております。

ただ、家庭への持ち帰りについては、指導としてはできるだけ持ち帰ることがないようという指導はしておりますが、それがどの程度の把握なのかというのは、やはり現場をそれぞれ見ているわけではありませんので、現状としては自主申告しか把握のしょうが残念ならないという状況でございます。なかなかこれは指導としては当然やっていますが、正直言ってちょっと難しい部分があるかと考えております。

以上でございます。

河口議長
山中議員

山中議員。

ありがとうございます。確かに時間外在校時間は前年度からもどんどん減っているのかなと。それは非常に評価するところではありますが、持ち帰り残業の部分も、時間外在校時間が減った分例えば逆に持ち帰り残業が増えては全く意味がないわけですから、教育長からも今話がありましたが、そのほかに例えば定期テストの採点業務、昔は必ずどこの学校でも、特に中学校なんかでは中間、期末テストが終われば、その日の午後からは採点業務ということで生徒を帰して、そのまま先生方は丸つけできたのです。現在ほとんどそういうことが行われなくなって来ると。授業時数の確保ということもあるのかもしれませんが、やはりそういう工夫も必要なのかな。

あるいは、通知表の所見です。これも学校によってはもう既に廃止されている学校もあるように伺っております。この所見を書くというのも先生方にとってはかなり負担になる部分ではありますので、そこら辺もぜひ検討していただければありがたいなと思っております。いかがでしょうか。

河口議長
土 屋
教 育 長

答弁を求めます。教育長。

まず、テストの採点業務といいますか、要は日中にどれだけ先生方がそういった業務ができる時間をつくれるかという観点かなと思っております。中学校に関しては、教科担任制ですので、ある程度日中でもそういう時間を確保することは現状でもできている部分もあろうかなと思っておりますが、小学校はどうしても担任が一日授業をやると、なかなか日

中そういう時間が取れないというのが今まで現状でございました。ただ、現在は、2年前から小学校理科と外国語については専科加配をいただいて、専科教諭ということで専門のいわゆる中学校と同じような教科担任制のような形を取っておりますし、昨年からは算数と体育も、体育については町単で教員を増やしてという形ですが、同じような方式を取っていることによって、担任の先生がいわゆる授業時間のない時間が今増えてきております。テストの採点もそうですし、活用の方法としては今その空いている時間に例えば学年団の打合せをしてしまうだとか、そういった流れで従前と比べると時間中にそういった時間が取れるようになってきているというのがございますので、この専科加配等の部分、それから中学校については町単の教員も複数名入れていて、業務を分散しているということもありますので、これについては今回の予算でも計上しておりますが、来年度以降も引き続きこの体制は取ることになっておりますので、そういった形でそれぞれ学校の中で工夫をしながら時間をつくれる配慮をしているというのが状況でございます。

それから、通知表の所見欄については、ちょっと学校によって対応はまだばらばらなのですが、中士幌小学校については既に所見欄の記入を廃止しております。というのは、やっぱり欄のスペースが限られていますので、なかなか伝え切れないという先生方の要望もあって、その所見を書くのを廃止する代わりに9月と3月に、これは勤務時間中ですが、個人面談を実施して、半年間の様子を保護者の皆さんには口頭で伝えているというやり方を取っております。それから、中学校については、所見欄既に廃止しております。士幌小、上居辺については、前後期1回ずつの所見欄の記入は今も行っておりますが、今後これらについてどうしていくかというのは、それぞれの学校で現在検討をしているところでございます。

以上であります。

河口議長
山中議員

山中議員。

ありがとうございます。

続きまして、労働基準法で勤務の時間が6時間を超える場合、45分の休憩を取るということになっております。学校の場合は7時間45分ですか。なので、45分の休憩ということになっているのですが、実際学校では時間の特殊性からその45分を途中で取るということができませんで、ほとんどの学校は勤務終了後にその45分休憩、休息をつけているという形を取っています。ただ、ほとんどの場合、中学校は特に休まずそのまま部活の指導に行ったり、小学校もそうでしょうが、事務処理を行ったりということで、先生方の認識の中にほとんど休憩、休息を取ることがないのです。確かに職員会議があつたりして、管理職からもうちょっとやってもいいですかとか、その時間になったときに、あるいは先生方からもう時間ですというような声もかかったりもするのですが、ほ

河口議長
土屋
教育長

とんどの場合休憩、休息を取るというような意識がない状況がずっと昔からあります。また、現在土幌にはいませんが、管理職の中には積極的に部活指導に行ってくださいというような管理職も中にはいらっしゃったということで、労基法についてちょっと問題なのではないかなという方も過去にはいらっしゃったかなと思っております。この休息、休憩時間をぜひ、完璧に取れるかどうかというのはやはりなかなか難しい部分はあると思うのですが、教育委員会からもこの休息、休憩時間についてしっかり取れるよう指導していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

答弁を求めます。教育長。

まず、休憩時間なのですが、今山中議員のおっしゃるとおり、6時間超えれば45分の休憩時間、8時間を超えれば1時間と労基法、それから公務員法、地方公務員法、国家公務員法でも定められております。ただ、休憩時間については、あくまで勤務時間の中で取るということです。で、後ろにくっつけるということにはならないのです。ですから、勤務時間の終わってから遡って45分という取り方はできませんので、必ず勤務時間と勤務時間の間に45分を取りなさいというのは定義となっております。

ただ、学校に関しては、議員おっしゃるとおり、なかなか日中の時間に45分というのは取りづらいと。例えば我々であればお昼休憩、昼食時間に休憩時間を取るのですが、学校の場合給食がありますので、給食の時間も給食指導、栄養指導、そういった側面からあくまで勤務時間という定義がされておりますので、現状としては、勤務終了後ということではないのですが、いわゆる6時間目の時間、低学年であれば5時間のときもありますが、授業が終了後に45分の休憩を取るというような形で実際には運用しているのが実態でございます。

実際に取れているかどうかという部分でいくと、小学校に関しては比較的取れているケースが多い。もちろんその業務の中身によっては毎日取れているかと言われれば、若干取れていない部分もあるかと思いますが、小学校についてはある程度確保ができています。中学校に関しては、今山中議員がおっしゃるとおり、教員が休憩時間に入る時間が部活が既に始まっている時間になりますので、なかなか難しい面が実はございます。ただ、現状管理職からその時間に部活を見なさいという指導は本町の場合はしておりませんし、それとほとんどの部活動が複数の顧問配置をしておりますので、全員がそろって行くということではなくて、交代でうまく休憩時間を取りながら、顧問についているというような形の調整は中学校の中では実際には行っているところでございます。ただ、本当に顧問が全く不在の状態という部分については、逆の意味でちょっと心配な部分、憂慮しなければならない部分もありますので、そこら辺は交代制等も含めて今後も取扱い、できるだけ休憩時間

		が取れるような体制を取っていききたいと思います。 なお、今団体競技については、全て合同チームということもあって、組んでいる別のチームのところで練習をするケースというのもありますので、どうしても休憩時間が先生方のその場所に行く移動時間になってしまっているという実態もございます。これを改善していくというのは、例えば部活動の時間そのものを遅らすだとか、そういったことを考えないとなかなか難しいのかなと。ただ、下校時間が当然その分そうなると遅くなりますので、そうなる練習時間をある程度確保しながらという、やむを得ない側面もあるということでご理解はいただければと思います。
河口議長 山中議員	山中議員。	ありがとうございます。 続いて、これも前からいろいろと議論されているのですが、部活動の地域展開についてですが、土幌町としても積極的に取り組んでいただいているとは思っていますが、できるだけこれもスピード感を持って今後取り組んでほしいと思っているところですが、いかがでしょうか。
河口議長 土屋 教育長	教育長。	今回の議会にも条例案提案をさせていただいていますが、正式な準備会として立ち上げ、動くことになっております。私としてもできるだけ早く進めたいとは思ってはいるのですが、やはり町民の皆さん、保護者の皆さんも含めて様々なご意見があらうかと思しますので、そういった意見も取り入れながら、できるだけ早い時期にそういった方向に向かえるように教育委員会としても今後努力をしていきたいと考えております。
河口議長 山中議員	山中議員。	ありがとうございます。 続きまして、各種調査の精選ということでちょっとお願いというか、質問なのですが、今小学校、中学校の管理職の成り手が非常に少ない。教頭先生にはなりたくないという一つの原因が非常に忙しいと。その一つが例えば上から下りてくる調査、本当に丸一日かかってしまうぐらい教頭先生というのは忙しい状況になっています。教育委員会も国からだとか、いろんなところから調査依頼が来て、それを多分学校に下ろさざるを得ないという状況だとは思いますが、これについてもぜひ教育委員会の段階で精選していただいて、学校に下ろすものを少しでも少なくしていただければ、教頭先生も楽になっていくのではないかなと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。
河口議長 土屋 教育長	教育長。	いろんな調査物多いのです、本当に、正直言って。ただ、私が教育長になってもうすぐ丸4年になるのですが、この4年間だけで比較すると調査物が極端に増えているかって言われたら、そうでもないのかなとは

思っています。それ以前と比べたら、これは役場全体でも言えることなのですが、メールのやり取りが容易になってから振興局なり、教育局もそうですが、問合せが増えたという私個人的な印象はあるのですが、確かに多いのは事実であります。ただ、教育委員会としましては、今まで全てをただ学校に照会をかけるわけではなくて、私どもの中で解決できるものについては学校に下ろさずに解決するものも多くありますし、また簡易なものであれば一回下ろさなくても、例えば電話とかで教頭先生に聞き取りをして、うちで記入をして返したりだとか、そういった配慮は現在もさせていただいておりますので、今後においても全て丸投げで学校に下ろすということではなくて、教育委員会の中でまず中身を確認してから必要に応じて学校に依頼をかけていくという姿勢については今後も続けていきたいと考えております。

河口議長
山中議員

山中議員。

ありがとうございます。

続きまして、保護者からのハラスメント、先生方、学校へのハラスメントということでお伺いしたいのですが、やはり中には学校、先生方に対して無理難題を言うてくる方がたまにいらっしゃいます。そういうことに対して先生方が心が疲弊してしまうということも実際にあります。そこら辺をぜひ教育委員会から保護者への啓発活動のような、苦情というのは正式な苦情というのですか、正しい苦情というのですか、それは全然そのまんま学校としても受けて、改めていかなければならない部分だとは思いますが、やはりそうではない部分というのもあると思いますというよりはありますので、そこら辺をぜひ啓発という形で、何かの形で取り組んでいただければありがたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

河口議長
土屋
教育長

教育長。

保護者からの問合せだとか苦情的なものというのは、各学校それぞれ少なからずあります。ゼロではないとは私どもも捉えています。ただ、ハラスメントまでいくかどうかという部分については、これちょっと個々受け取り方の問題もあるかなと思いますので、現在は私どもの捉え方としては、それほどハラスメントと言えるようなものというのはここ最近ほとんどないのかなとは押さえております。

ただ、現状学校の中でまず取り組んでいるのは、当然最初は担任の先生だとかが対応はするのですが、その後についてはやはり特定の教員で対応するのではなくて、学年団の中で複数の教員で対応したり、さらには管理職を含めて対応したりする等、特定の教員に負担がかからないような配慮は各学校でも進めておりますし、私ども教育委員会としても場合によっては教育委員会に連絡をして、こちらから対応するというケースも過去にはございましたので、そのような対応は今までも取っておりますし、これからも取っていききたいと考えております。

河口議長
山中議員

啓発については、今後教育委員会の中で検討させていただきますが、保護者に対してという話になると、どのような形の啓発にしていけるのか、逆にその啓発が変な話裏目に出るようなことになってしまっているのかなと思いますので、その辺についてはする、しないも含めて今後教育委員会の内部で検討させていただきたいと思います。

山中議員。

ありがとうございます。

続いて、最後1つになるのですが、土幌町が学校に対して非常に手厚く教育行政やっけていただいているというのは重々分かっておりますし、本当にありがたいことだとは思っているのですが、実は土幌の学校に事務補さんがいないのです。ほとんどのということですか、ほかの町村結構事務補さんいるのです。例えば印刷物の印刷をしたりですとか、あるいはその仕分ですとか、その製本、あるいは校内掲示物の環境だとか、あるいは接客ですとか、そういうのを担当している事務補さんというのが大体いるのですが、土幌には残念ながらいないものですから、せめて大きな学校、土幌小、中央中に何とか、お金は確かに人件費かかってはくるのですが、そこら辺将来的に何とかしていただけないかなということでお聞きいたします。

河口議長
土屋
教育長

答弁を求めます。教育長。

事務補の配置ですが、議員おっしゃるとおり、本町にはまず中土幌、上居辺両小学校にはおりません。それから、土幌小学校については、内勤の公務補が実質的にはそういう事務補的な業務も含めて1人おりますので、ある程度の業務は対応は現在できているという状況でございます。中学校については、配置はしておりませんが、例えば10年前、20年前と比較したときに、やはりペーパーレス化というのは進んでおります。それと、2年前に印刷機をちょうど入替えの時期に、実は全小中学校、高校もそうなのですが、各パソコンから印刷機に直接データを送り込んで印刷できるようなネットワークシステムを組んでおります。そのことから、従前のように原稿を1枚出して、それを印刷機、輪転機にかけてというわけではなくて、最初の設定でパソコンから送り込むときに枚数を指定すれば印刷物が出来上がってくるというような形のシステムに今変えておりますので、従来のような印刷業務というのはかなり、ほぼないに近い状態までいっているというようなことがございます。

それと、最近でいけば個人情報の漏えい、今年度も管内各地で、道内でも含めてあったのですが、そのほとんどがやっぱり紙媒体で個人情報漏えいしているというような現状もございますので、教育委員会としてはできれば印刷物ではなくて、会議の資料等についてもできるだけペーパーレス化を進めていくというような事務改善を前提に今考えております。そういったことを踏まえると、中学校校長、教頭ともちょっと相談はさせていただいているのですが、現状では事務補1人を雇って業

	務がどれだけあるかということ、それほどではないという中学校側の考えもございまして、私どもも同様な考えでございます。教育委員会としては、町の限られた予算を学校のどの部分に充てるのが児童生徒、それから教員にとって適切なのかという観点から、事務補の配置をどうするかということも含めて今後学校とも協議はさせていただきたいと思いますが、現状では今のところ配置をする予定はございませんので、ご理解をいただければと思います。
河口議長	山中議員。
山中議員	ありがとうございました。今までいろいろと要望等話させていただきましたが、全部やるのは確かに無理だと思いますので、できる限り取り組んでいただければありがたいと思っております。
河口議長	ということで質問を終わらせていただきます。 以上で山中明裕議員の質問を終わります。 ここで11時15分まで休憩します。
	午前10時59分 休憩 午前11時15分 再開
河口議長	休憩を解き会議を再開します。
牧野議員	質問順位3番、牧野圭司議員。 議長のお許しをいただきましたので、私は道の駅ピア21しほろの展望について質問させていただきたいと思います。
河口議長	重点道の駅として平成29年にリニューアルオープンされてから8年目となりました。チャレンジブースの移設や施設修繕を実施しながら、観光誘致に向け観光振興を図ってきましたが、近隣の上士幌町、音更町では新たな道の駅をグランドオープンし、そこに注目が集まっている中、我が町の道の駅が今後どのように展開をしていくのか伺います。
高木町長	答弁を求めます。町長、登壇願います。 牧野議員のご質問にお答えをさせていただきます。 本町の道の駅ピア21しほろは、平成29年4月の移転リニューアルオープン以来、これまで基幹産業である農業と士幌の食の情報発信や特産品販売を行い、また中心市街地、商店街への誘客や観光情報の発信に努め、さらには国道利用者の休憩施設としての機能を併せ、防災や交通情報など道路機能の向上を図りつつ、関係人口、交流人口の拡大を担う観光拠点施設として多くの来場者にご利用いただいております。この間令和2年には道の駅かみしほろ、令和4年には道の駅おとふけなつぞらのふる里がそれぞれオープンし、議員ご指摘のとおり、北十勝の新たな観光スポットとして大きなにぎわいを見せているものと捉えております。
	近隣に新たな道の駅がオープンすることは、相乗効果をもたらす一方で競合による集客や運営への影響が懸念され、より魅力的な士幌らしさ

を創出するため他の道の駅との差別化を図ることが必要と考え、活用の余地がある多目的広場の有効利用について検討を進めてまいりました。町民有志が組織する公園プロジェクト実行委員会からの提案や中学生のアイデアを参考に令和5年3月、公園整備基本計画を策定したところです。また、指定管理者である士幌町商工会からも経営的な助言を得ながら、施設利用者の動線を踏まえ、同年5月にチャレンジブースを適切な場所に再配置することと併せ、チャレンジブース前に深いひさしを新たに設置し、接客対応時の雨よけや屋外テラス席として活用できるよう利用者サービスの拡大、利用満足度の向上に取り組んだところであります。

今後も基本計画を踏まえつつ、観光や道路利用、防災機能などを高めるとともに、指定管理者である士幌町商工会、テナント、地域の生産者など関係者との連携強化を図り、道の駅でしか手に入らないような独自性あふれる特産品の発掘、開発に力を入れ、町民の皆様をはじめ士幌を訪れる方々により一層愛される施設となるよう積極的な事業展開を行ってまいりたいと存じます。

以上、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

河口議長
牧野議員

再質問があれば許します。牧野議員。

再質問をさせていただきたいと思います。

地域独自の特産品や観光資源を活用し、利用者の関心を引きながらリピート客を獲得し、さらなる利用者数を伸ばしていくことが大事だと考えます。道の駅はどこも似たような施設になり、地域の特色が薄れるのではないかと思います、その結果訪問者にとって印象に残りづらいのではないかと感じております。我が道の駅の店舗内は、特産物が豊富で見応えもあり、混雑時は列ができるほど大人気ということでございますが、会計やテイクアウトの商品を渡すのに時間がかかったり、諦めてしまう方もいるようで、来場者がスムーズな利用ができる環境づくりというのが大事でありますし、利用しやすいように工夫が必要だと考えますが、今後の店舗内についてどのようなお考えなのかお伺いします。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、道の駅利用者からの印象や評価についてであります。民間調査会社、北海道じゃらんでありますが、そこから昨年4月に発表されました北海道の道の駅満足度ランキングで、道内に今128か所ある中、本町の道の駅、総合で7位という高評価を受け、店舗の評価項目では地元食材を生かし、手軽に買える品ぞろえの充実というものが評価をされ、アイスクリームなどのテイクアウトメニュー部門で5位となりました。お土産部門では、特産品を使ったバリエーション豊かなお土産が評価され、十勝管内の道の駅の中では最高の評価を受けたものと伺っております。指定管理者である商工会、施設利用者である a t L O C A L、そして J A 士幌町をはじめ町内生産者のご努力に敬意を表するとともに、

町といたしましてもこれら評価やいただいているご意見を分析をして、店舗運営の改善につなげ、さらなる顧客満足度の向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

一方でコロナ禍を経験しまして、さらに安心、安全な施設、そして店舗づくり、空間づくりというものが重要になっておりますが、限られた面積の中で取扱商品が増加し、現在の店舗は高密度陳列になっていると感じておりまして、買物客の店内回遊性と買物の快適性に影響を及ぼしていると認識をしているところでございます。これらの改善に当たりましては、これまでも令和4年度に自動釣銭レジ、それからキャッシュレス決済機能を導入し、会計時間の短縮、そして混雑緩和や効率化に努めるなど取り組んでおりますが、物産販売コーナーの面積が拡大しており、観光シーズンとなる5月以降の繁忙期にはお客様休憩スペースや通路の確保も難しい状況が見受けられておりまして、早急に関係者と協議し、店舗レイアウトの工夫や商品陳列、そして商品の提供方法の改善など、お客様が快適に買物を楽しめる空間づくりを図ってまいりたいと考えているところでございます。

河口議長
牧野議員

再質問があれば許します。牧野議員。

行列ができるほどの人気というものもいいのかとも思いますが、旅行者のスケジュールや観光バスの滞在の時間も限りがあるということで、やはり快適な買物ができることがいいのかとも感じます。快適な空間づくりをよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、先日新聞報道で十勝管内の2024年度上期の観光入り込み客数ランキングで上位5位に入ったということで、ピア21の前年対比約9%と好調であり、国内旅行需要が回復をしているのかなというふうな状況ですが、物価上昇の影響で旅行頻度が抑制されている傾向もあるということなので、今まで以上に入り込み客数を伸ばす努力というものが必要になってくるのではないかと考えております。

また、コロナ禍が明けまして、インバウンド観光客が好調であり、十勝の動きとしてはインバウンドの誘客に力を注いでいるようで、昨年9月に韓国チャーターも就航し、さらなる誘致に向けた動きになるのではないかと感じているところでございます。今インバウンドが求めているものとしては、自然体験や食文化体験、そして農業、酪農体験となっており、まさにそれが十勝にマッチしているのではないかと思います。今後インバウンド需要が高まると予想され、道の駅にも注目されるのではないかと思います。土幌の産品を消費してもらうことやその土地ならではの体験、写真映えなどが重要な要素ということでございますが、一方では観光公害やインフラ不足といった課題への対応も重要になるのではないかと考え、外国人観光客に対する整備について伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、インバウンドにつきましては、本年1月に日本を訪れた外国人

旅行者が推計378万人と発表をされました。月間としては過去最多で、ウインタースポーツの需要増や円安、そして航空路線の増便が要因であり、今後もインバウンドにより観光需要が押し上げられるものと期待をしているところであります。

十勝管内については、昨年度十勝管内に宿泊した訪日外国人数は10万1,850人ということで、宿泊延べ数が14万5,443人泊と発表されておりました、これは道央圏や道南圏と比べて少ない上に、宿泊数が短い通過型で消費も少ない状況でございます。このため十勝観光連盟や旅行業者、市町村などが参加をします十勝インバウンド誘客推進協議会が昨年4月に設立をされまして、農業と食、そして農村景観を主軸に置いた体験型観光を開発、そして十勝管内での滞在時間を増やしながら十勝の農畜産物のファンを創出し、観光客が帰国後も自国で消費できるよう輸出拡大も図る取組が進められているところでございます。

一方で、議員ご指摘のとおり、オーバーツーリズムが社会問題となっておりまして、外国人旅行者の迷惑行為ですとかトイレ、駐車場、ごみ処理などの問題も発生しておりまして、今後はこれらの課題に対するインフラ整備が急務であると指摘をされております。町といたしましても、今後の課題としてこれらについて十分に調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町内でのインバウンドの受入れ態勢についてであります。道の駅、しほろ温泉ではフロントスタッフが英会話での接客を行っております。また、道の駅ピア21しほろではオープン当初、ご存じのとおり、人型ロボット、ペッパーくんを導入しまして、町内の観光施設や飲食店など16か所を日本語のほか英語、中国語、韓国語の4か国語で案内をしておりましたが、現在は翻訳ツールによりましてスタッフが丁寧な接客対応に努めている状況でございます。

また、町観光協会が実施をしている事業、チャリたびしほろでは、昨年台湾からの観光客が町内に宿泊をしまして、自転車でも町内を周遊、飲食店を訪れておりまして、しほろキッチンではどら焼き製造研修に参加をされた方もおりまして、徐々に注目度が高まり、町内での体験型観光への参加がございました。今後につきましても士幌らしさというものが感じられる農業、そして酪農体験、食文化の体験、自然体験など体験型観光メニューの開発、そしてSNSを活用した情報発信の強化と併せまして、ホームページやパンフレットなどについては外国語表記による案内の充実を図るとともに、観光協会や観光関連事業者と協力し、インバウンドの受入れ態勢の構築に積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

河川議長
牧野議員

再質問があれば許します。牧野議員。

インバウンド観光客に向けた整備とともに、ドライブや北海道旅行で訪れる国内旅行者を迎えていくということには近隣の道の駅よりさら

に魅力的な施設になることが大事だと感じております。イベントなど行っております芝生の空きスペースに公園や遊具などを設置し、ファミリー向けの施設や歴史資料の展示施設などもいいのかなと感じますし、さらにペット連れの休憩場所として既存のドッグランなどもリニューアルしながら、ペット連れの来場者にカフェでテークアウトしたものやチャレンジブースで買ったものを開放感のある場所で飲食できれば満足度も上がり、ロコミや特集まで取り上げてもらえるような道の駅になればいいのかなと感じております。

先ほど回答の中にもありました令和3年に中学生と道の駅公園プロジェクト実行委員会を立ち上げ、公園化についてたくさん議論し、構想してきたということでございますが、リニューアルオープンしてから8年以上がたち、もう一ランク上を目指した道の駅としてはハードの部分で新たな施設というものを取り入れていかなければならないのかなとも感じますし、この公園化計画どのように進んでいるのか伺います。

河口議長
高木町長

答弁を求めます。町長。

まず、町民有志によりますこの道の駅公園プロジェクト実行委員会が中学生のアイデアを取り入れて公園化構想が練られたことは、非常に意義深い取組だと感じているところでございます。次に、これらの提案を受けまして、町が令和5年3月に策定をしました公園整備基本計画に基づき、これまでチャレンジブースの再配置やひさしの設置を行ってきたところであります。残ります公園、そして遊具の設置、あるいは常設型のドッグランなどの整備については、相当の事業費になることから、補助金や交付税措置のある有利な起債などの財源を確保していくということが必要でありまして、残るハード面を整備する上で大きな課題となっているところでございます。このため、中長期にわたる段階的な整備を進めていきたいと考えているところでございます。

この道の駅については、地域の顔でありますし、地域の魅力を発信する重要な拠点でございます。道の駅ピア21しほろが土幌町として誇れる施設となるようこれからも努力をしてまいりたいと存じます。

河口議長
牧野議員

牧野議員。

最後の質問とさせていただきます。芝生の空きスペースについては、予算の関係上公園化されるまで協議や時間などが必要ということであれば、公園整備基本計画で移設したチャレンジブースの前辺りの空きスペースの一部分でもいいので、整備をしていただき、そこで休憩や飲食ができる場所というものをつくっていただければいいのかなとも感じますし、外で食べるといつもより3割ほどおいしく感じたりするので、木陰やベンチなどを設置すれば来場者にゆっくりしていただけるのではないかと考えております。

また、道の駅に求められることは、休憩施設等の機能、地元の魅力を体験できること、観光情報の提供やアクティビティーの体験、そして利

		便性と付加価値、さらに災害時の拠点としての役割があると思っております。道の駅は、ただの休憩場所ではなく、その地域の文化や特色を知り、楽しむ場としても期待されていますし、さらに魅力ある道の駅になるには地域の特色と快適な施設、何度も行きたくなる施設というのが重要だと思いますし、旅行者にとってピア21が目的地の一つになることと、そして町民にとって日常的に訪れたいような道の駅が私は理想と考えますが、ピア21しほろの未来に向けた町長の道の駅構想について最後にお伺いして終わります。
	河口議長 高木町長	答弁を求めます。町長。 牧野議員ご指摘のとおり、道の駅は単なる休憩施設ではなく、地域の魅力を体感し、交流する場としての役割が重要であるという点を強く認識し、今後におきましても士幌町の農業と食、そして特産品など士幌らしさにこだわりながら、地域ブランドの向上、地域活性化に資する観光拠点の形成を進めてまいりたいと考えております。 また、施設全体につきましては、町民や観光客が気軽に集い、交流できる居心地のよい空間の創出を図ってまいりたいと考えてございますが、関係者の皆様からも様々なアイデアが出されておりまして、公園整備基本計画を踏まえながら、一部先行して整備を進めるエリアの検討を含めまして、指定管理者である商工会や関係者との協議を進めてまいりたいと考えております。 引き続き魅力あふれるよりよい道の駅づくり、そして持続可能な施設運営に努めるとともに、関係人口、交流人口を増やし、士幌ファンを拡大する施設として、また将来的には道の駅が新たなコミュニティの醸成に寄与する場となることを目指してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。
3	河口議長	以上で牧野圭司議員の質問を終わります。 日程第3、追加議案第29号「令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第13号〕」を議題とします。
	西野 総務課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。 総務課長、西野よりご説明申し上げます。 議案第29号 令和6年度士幌町一般会計補正予算〔第13号〕ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億6,295万2,000円に改めようとするものです。 それでは、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。今回の補正予算につきましては、2月末から3月初旬にかけて発生しましたしほろ温泉プラザ緑風の水中ポンプ及び水位センサーの故障並びに貸切り浴場の排煙窓の電動開閉モーターの故障に伴い、当該設備の復旧に必要な費用を計上したもので、7款1項2目観光振興費の14節工事請負費に道の駅しほろ温泉施設設備改修工事820万円を追加するものでございます。

4		次に、歳入についてご説明いたしますので、4 ページを御覧願います。 19款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金に820万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。
	河口議長	以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから追加議案第29号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第4、議案第5号「定住自立圏形成協定の変更について」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第5号 定住自立圏形成協定の変更について説明をいたします。 定住自立圏構想は、都市機能を有する中心市と近隣町村が相互に役割分担し、連携、協力することにより圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策でありまして、十勝定住自立圏では中心市宣言を行った帯広市と十勝管内全市町村の間でそれぞれ平成23年7月7日に定住自立圏形成協定を締結し、人口減少社会の中にあっても住み慣れた地域に住み続けられる取組を進めているところでございます。このたび協定に基づき推進する具体的な取組を記載する第3期共生ビジョン計画の期間満了に伴いまして第4期共生ビジョンを作成するに当たり、現協定項目の一部を変更する必要が生じたことから、士幌町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。
		それでは、協定の変更部分の説明をいたしますので、説明資料の4ページをお開きを願います。新旧対照表であります。表の取組内容は連携して取り組む内容として、甲の役割は帯広市の役割、乙の役割は士幌町の役割でございます。
		協定書第3条に定める連携する取組及び役割分担として、別表第1の生活機能の強化に係る政策分野の4の産業振興のうち、ページは10ページでございます。これの(5)、広域観光の推進につきまして地域が一体となってインバウンドや個人旅行者など多様化する観光客のニーズに対応するため、訪日外国人旅行者の誘客推進として位置づけ、関係市町村と連携して観光振興を図るものでございます。
		次に、11ページに移りまして、(7)の鳥獣害防止対策推進では、懸

	念される鳥獣被害対策実施隊の人員不足による担い手確保及び育成への対応策として、圏域での取組の可能性などを探るため、現状や課題を共有し、鳥獣被害対策実施隊の体制等の検討を行うことを追加をしています。 次に、12ページ上段の5の環境、（1）の地球温暖化防止に向けた低炭素社会の構築をゼロカーボン推進計画策定に伴いまして脱炭素社会の構築に名称を改め、それぞれ文言を整理するものでございます。 以上、協定書の変更内容となりますが、今回の協定変更は十勝管内全ての市町村において3月議会に議会提案し、議決を得た後3月31日付をもって帯広市と変更協定を締結をする予定でございます。 以上、議案第5号の説明といたします。
河口議長 大西議員	これから質疑を行います。ありませんか。大西議員。 帯広市のことですから、私らもずっと昔から聞いているが、よく分からないのは、産業振興の中でフードバレーとかち、これは何なのだと前から町長に聞いても、前の町長もよく分からぬ。フードバレーとかちのマラソンは知っていますが、フードバレーとかちってやたらと帯広市は使うのだが、実際我々何なのがよく分からないのですが、町長、分かりますか。
河口議長 高木町長	町長。 十勝の基幹でありますこの農業、農業の特に食産業を十勝管内で帯広を中心として振興しながら進めていくという中で、それぞれ新たなブランドの開発、あるいは製品の開発を通して、周辺の我々町村にとってもその一翼を担いながら産業を振興していくと、そういう考え方の下にこのフードバレーとかちというものに十勝全体で取り組んでいると、そういった状況でございます。
河口議長 大西議員	大西議員。 フードバレーとかちって言い出してからもう結構、今の市長の1期目から言っているのかな。だから、もう10何年やっているが、それで十勝の産業が何かできた、栄えたというのか、できたって言ったらいいのか、そういう形跡あるのですか。マスコミに聞いてもマスコミよく分からぬって言うのですが、帯広の市会議員に聞いて何だって言ってもよく分からぬと言って、今町長が説明したが、本当にそれで十勝管内にそういう産業やいろんなものが振興って、産業が振興したのかどうか、10何年たっているが。
河口議長 高木町長	答弁を求めます。町長。 フードバレーとかち推進協議会というものがございまして、その中で毎年その総会等を含めて1年間の成果というものが報告をされているところでございます。今手元にその資料を持ち合わせておりませんので、詳細をここでお話はできないのですが、そういったことで十勝全体での取組、いろんな試験研究機関も含めて新しい製品の開発や特産品の

5		開発をする中で産業、そして雇用を増やしていくと、そういった取組をしているところでございます。
	河 口 議 長	ほかに質問ございませんか。 (な し)
	河 口 議 長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河 口 議 長	討論なしと認め、これから議案第 5 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河 口 議 長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第 5、議案第 6 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第 6 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について説明をいたします。 このたび刑法等の一部を改正する法律が公布され、令和 7 年 6 月 1 日に施行されることに伴い、刑の種類のうち主刑である懲役及び禁錮を統合した拘禁刑が新たに創設され、この法改正に伴い本町の条例中で規定をしている懲役または禁錮とあるものを拘禁刑と改めるとともに所要の措置を講じるものであります。 それでは、説明資料の 13 ページを御覧願います。新旧対照表につきましては 14 ページから 19 ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、単なる字句の改正にすぎませんが、当該字句を使用する条例が複数存在し、かつ改正理由が同一であるため、①の職員の給与に関する条例から⑤の土幌町議会の個人情報の保護に関する条例まで整理条例として一括で改正するものであります。 さらに、この条例の施行期日でございますが、令和 7 年 6 月 1 日から施行いたします。 なお、本条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例を適用するため、経過措置その他必要な規定を包括的な読替規定として附則第 2 条から第 4 条まで定めております。 以上、議案第 6 号の説明といたします。
	河 口 議 長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河 口 議 長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河 口 議 長	討論なしと認め、これから議案第 6 号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)

6	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第6、議案第7号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について説明をいたします。
		このたび地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。
		それでは、説明資料の20ページを御覧願います。新旧対照表につきましては21ページから24ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、職員の賠償責任に関する規定と公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより第243条の2の7が新たに追加されたことに伴い、以降の条にずれが生じたことで関係条例で引用しております地方自治法第243条の2の7を243条の2の8に、第243条の2の8を第243条の2の9に改めるものでございます。
		なお、条例が複数存在し、改正理由が同一であるため、①の士幌町監査委員条例から④の士幌町下水道事業の設置等に関する条例まで整理条例として一括で改正するものでございます。
		最後に、施行期日でございますが、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日から施行するものであります。
		以上、議案第7号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(なし)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
7		(なし)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第7号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第7、議案第8号「士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第8号 士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。
		この改正につきましては、令和5年4月に施行されたこども基本法の基本理念の下、令和4年度から医療費の助成を受けることができる対象者が高校生まで拡大されることにより、条例名等を対象者の範囲に適した乳幼児等から子どもに文言を改めるほか、償還払いによる助成の申請

		期間について長の裁量要件を加えるため本条例を改正しようとするものでございます。 それでは、説明資料の25ページを御覧願います。新旧対照表は26ページから27ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容でございますが、（１）の題名の改正では本条例の題名として士幌町子ども医療費の助成に関する条例に改め、（２）は条例内にある乳幼児等の表記を子どもに改めるものであります。 次に、（３）では償還払いによる助成の申請期間について長の裁量が図れるよう町長が認める場合を除きという文言を新たに追加をいたします。 なお、償還払いによる助成の申請期間に関わる改正については、公布の日から施行し、それ以外につきましては令和７年８月１日から施行するものであります。 以上、議案第８号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		（な し）
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		（な し）
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第８号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		（異 議 な し）
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
8		日程第８、議案第９号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第９号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 これまで住民基本台帳、地方税等の情報システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律及び地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、令和７年度末までに標準化基準に適合したシステムへの移行を進めているところでございます。今回システムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共有機能として設けられることとなりましたが、この機能を扱う事務についてはマイナンバーの独自利用を行う事務等として条例に定める必要があるとの見解が国から示されたところでございます。本町で現在利用しております宛名管理システムも当該機能を有しており、独自利用を行う事務等について条例の整備を行う必要が生じたことから、

		本条例を改正するものでございます。 それでは、説明資料の28ページを御覧願います。新旧対照表につきましては29ページから33ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、（１）で独自利用事務として個人番号の利用範囲に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表第１関係に追加し、特定個人情報の庁内連携を行う事務、または同一地方公共団体内の他機関への情報提供を行う事務として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を別表第２、別表第３関係に追加をしております。 次に、（２）では、先ほど可決をいただきました議案第８号で乳幼児等の表記を子どもと文言を改めたことにより関係する条文について文言を改め、（３）ではその他文言の整理を行うものでございます。 最後に、施行期日でございますが、この条例は、システム標準化について令和７年の秋頃からの運用を開始を予定をしており、さらに子ども医療費の助成に関する条例の一部改正が令和７年８月１日からの施行となることから、施行日を合わせ、本条例についても令和７年８月１日から施行するものであります。 以上、議案第９号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 （な し）
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 （な し）
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第９号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異 議 な し）
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで13時10分まで休憩します。 午前 11時58分 休憩 午後 1時05分 再開
9	河口議長	休憩前を解き会議を再開します。 日程第９、議案第10号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」を議題とします。
	亀 野 副 町 長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第10号 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法

		律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案についてご説明をいたします。 この改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、育児、介護等による休暇の取得要件を緩和するため、本条例を改正しようとするものであります。 それでは、説明資料の34ページを御覧願います。新旧対照表は35ページから37ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、このたび改正理由が同一であるため、第1条の職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例から第2条の職員の育児休業等に関する条例まで整理条例として一括で改正するものであります。前者が改正条例第1条と、後者は改正条例第2条とし、説明をいたします。 改正条例第1条のうち第4条の4では育児、介護を行う職員の時間外勤務を本人の申出により制限をするもので、これまで3歳未満の子を持つ親に限られていましたが、育児と同様に小学校就学前までの子を持つ親まで拡大するよう改めるものでございます。 次に、第12条では文言の整理、次の第12条の3は介護を必要とする状況に至った職員に対し、仕事と介護を両立させることを目的とした意向確認の面談等の措置を講じる旨を新たに規定をしております。 続きまして、改正条例第2条の第20条では、法の改正に伴い引用条項の文言を改めております。 最後に、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。 以上、議案第10号についての説明とさせていただきます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
10		日程第10、議案第11号「職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第11号 職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。
		この改正につきましては、年次有給休暇等の付与の基準となる期間を

		暦年単位から年度単位に変更し、他の休暇との均衡など採用、定期異動等の時期に合わせるにより円滑な人事管理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。 それでは、説明資料の38ページを御覧願います。新旧対照表につきましては39ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、先ほど申し上げましたとおり、年次有給休暇について基準となる期間を年度に変更するため、新たな年次有給休暇を4月1日に付与する内容となっております。 次に、施行期日ですが、令和7年4月1日とし、経過措置として条例施行日前から引き続き在職する職員の令和7年度の年次有給休暇については、令和7年において使用することができることとされた日数に5日を加えた日数とするものであります。 次に、3のその他では、規則で定められている特別休暇等についても同様の整理を行うものでございます。 以上、議案第11号についての説明とさせていただきます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 1		日程第11、議案第12号「土幌町社会福祉委員会条例を廃止する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第12号 土幌町社会福祉委員会条例を廃止する条例案について説明をいたします。
		それでは、説明資料の40ページを御覧願います。このたび民生委員法の定めるところにより活動費の支給や任務の円滑な遂行を図れるよう社会福祉委員会から民生児童委員協議会へと整理することとしたため、本条例を廃止するものであります。今後は、委員への活動費などについては、協議会へ直接補助する形で支援を行います。あわせて、報酬に関する条例からも関係条文を削除いたします。 最後に、施行時期は、令和7年4月1日とするものであります。 以上、簡単ですが、議案第12号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。

1 2		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第12、議案第13号「土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第13号 土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例案の制定について説明をいたします。 それでは、説明資料の41ページを御覧願います。なお、議案につきましては、議案書の23ページから24ページになりますが、本ページで説明をさせていただきます。この条例につきましては、スポーツ庁による運動部活動の地域移行に関する検討会議並びに文化庁による文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、学校における部活動の段階的な地域展開を図るための準備委員会を設置するに当たり、所要の規定を整備するために本条例を制定するものであります。 主な制定内容でございますが、条例は10条立てで構成されており、第1条では目的を明らかにし、第2条から第10条までは準備会の運営に関して必要な規定を定めております。特に第3条の所掌事務については、具体的な協議事項を示し、準備会での協議の円滑を図れるよう定めております。 次に、施行期日は、令和7年4月1日から施行するものであります。 以上、簡単ですが、議案第13号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
1 3		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第13、議案第14号「報酬に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第14号 報酬に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、国が創設をしております農地利用最適化交

		付金の制度を活用して農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を上乗せ支給できるよう改め、先ほど議案第12号で説明した土幌町社会福祉委員会の条例廃止に伴い民生委員報酬に関して削除するとともに、併せまして土幌町学校部活動地域展開準備会の設置に伴い委員報酬を新たに規定をするものでございます。 それでは、説明資料の43ページを御覧願います。新旧対照表になりますが、主な改正内容としては別表上段の農業委員会の部分に規定をしております農業委員会会長、代理及び委員について農地利用最適化推進に係る報酬を年額として活動実績に応じて町長が別に定める額として、それぞれ文言を加え、活動及び成果に応じた額を加算して支給する旨を規定するものであります。 次に、44ページの下段を御覧願います。先ほど可決をいただきました土幌町社会福祉委員会条例の廃止に伴い、民生委員報酬について削除するものであります。 続きまして、47ページをお開き願います。左側、中段になりますが、土幌町学校部活動地域展開準備会設置条例に伴いまして、委員の報酬、日額6,000円を追加するものであります。 なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行するものとし、改正後の規定は令和7年4月1日から適用するものであります。 以上、議案第14号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第14号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
1 4		日程第14、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。
		この改正につきましては、国家公務員の給与に関する法律の改正に基づき、給料表の改定及び本町職員の配偶者に関わる扶養手当などの見直し、その他所要の整備を行うため本条例を改めようとするものでございます。
		それでは、説明資料の48ページを御覧願います。新旧対照表は49ページから57ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。

		ます。主な改正内容ですが、1の給料表の改定では3級以上の各級初号付近を削除等を行い、各級の初号の給料月額を引き上げるなど新給料表に切り替えるものであります。 2の扶養手当につきましては、配偶者の扶養手当は民間企業等の支給状況などを踏まえ、2年間の経過措置を経て廃止とし、これとともに子供に関わる扶養手当を現行の1万円から2年間の経過措置を経て1万3,000円に増額するものであります。なお、2年間の経過措置に関しては、附則にて規定をしてございます。 3の管理職特別勤務手当の支給要件の拡大につきましては、災害等の対応のため平日深夜に関わる管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を現行は午前零時から翌日の午前5時までのところを午後10時から翌日の午前5時までに拡大するため、関係規定を改めるものでございます。 次に、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。 以上、議案第15号についての説明とさせていただきます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり可決されました。
15		日程第15、議案第16号「土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第16号 土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明をいたします。 この改正につきましては、幅広い人材の確保となることを目的にパートタイム会計年度任用職員のうち、週の勤務時間が37時間30分以上の者に対して住宅手当の支給を可能となるよう本条例を改正しようとするものであります。 それでは、説明資料の58ページを御覧願います。新旧対照表は59ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、第2条、給与に住宅手当を追加し、第25条の2に支給対象となる者の規定を定め、手当の支給については上記職員の例によるものいたします。 また、第28条のパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの

16		報酬額の算出の条文中に住宅手当の文言を追加いたします。
		次に、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。
		以上、議案第16号についての説明とさせていただきます。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第16、議案第17号「士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題とします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第17号 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 それでは、説明資料の60ページを御覧願います。新旧対照表は61ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。この改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により栄養士法が改正され、従前管理栄養士試験は栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては管理栄養士養成施設卒業者について栄養士免許の取得が不要となったことにより、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となりました。これにおきまして福祉児童施設の設備及び運営に関する基準等により、児童発達支援センター等の児童福祉施設の運営等に関する要件として栄養士を配置することを求めているところ、今般栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができるよう所要の改正を行うものでございます。 主な改正内容でございますが、第16条第1項第2号中の栄養士を栄養士または管理栄養士に文言を改めるものでございます。 次に、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。 以上、議案第17号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)

17	河口議長	討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第17、議案第18号「士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀 野 副 町 長	議案第18号 士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、国の方針等に基づく令和12年度の保険料水準の統一までの段階的な保険税率等の見直しによる改正と併せまして、令和7年度税制改正の大綱において課税賦課限度額及び軽減判定基準がそれぞれ変更されたことに伴い、令和7年3月31日に地方税法施行令の一部を改正する政令が示され、同年4月1日に施行されることから、本条例を改正しようとするものでございます。 それでは、説明資料の62ページを御覧願います。新旧対照表は64ページから70ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容でございますが、(1)の税率等では令和12年度の保険料水準統一までの段階的な保険税率等を改めるものでありまして、医療分に関する改定につきましては現行4.52%の所得割額を5.25%に、現行3万円の被保険者均等割額を2万9,800円に、現行2万6,000円の世帯別平等割額を2万6,500円に改定をいたします。 次に、後期高齢者支援金分に関する改定につきましては、現行2.3%の所得割額を2.38%に、現行1万1,500円の被保険者均等割額を1万1,100円に、現行9,800円の世帯別平等割額を9,700円に改定をいたします。 次に、介護納付金分に関する改定につきましては、現行0.82%の所得割額を1.02%に、現行1万3,500円の被保険者均等割額を1万2,800円に、現行8,500円の世帯別平等割額を8,300円に改定をいたします。 続きまして、(2)の賦課限度額につきましては、医療分について現行65万円から1万円引き上げ66万円と改め、後期高齢者支援金分、現行24万円から2万円引き上げ26万円と改めます。 次に、裏面に移りまして、(3)では世帯主及び被保険者の合計所得額が一定額以下の場合に保険料の賦課軽減を図るため応益割を軽減する制度について軽減判定所得の基となる所得判定基準額を引き上げるもので、5割軽減で現行29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減では54万5,000円を56万円に改めるものでございます。 次に、この条例の施行期日は、令和7年4月1日とし、令和7年度分の国民健康保険税から適用するものであります。

18	河口議長	以上、議案第18号の説明いたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第18号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
		日程第18、議案第19号「建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	亀野副町長	議案第19号 建設工事請負業者資格審査会及び建設工事請負業者指名委員会設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 それでは、説明資料の71ページを御覧願います。新旧対照表は72ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。この改正につきましては、現在の資格審査会及び指名委員会の構成メンバーのうち、町長がいずれの会議も委員、委員長を務めておりますが、長は自治体を総括し、代表する権限を有し、事務を誠実に管理及び執行し、職員を指揮監督する義務を負う立場にあることから、入札参加者の指名において発注者の恣意的判断や不正な行為につながらないよう公正性、透明性をより一層確保することを目的に、組織体制を改めようとするものであります。 なお、審査会や委員会の組織体制につきましては、管内を含め他の自治体においては首長を入れない事例が多く散見されますことから、このたび各会の構成メンバーを改め、町長を除く私副町長を委員長、総務課長を職務代理人とし、会計管理者及び住民代表2名を引き続き委員として構成することとしたものであります。 次に、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行するものであります。
	河口議長	以上、議案第19号の説明いたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第19号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	河口議長	異議なしと認めます。

19	亀野副町長	よって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第19、議案第20号「土幌町簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第20号 土幌町簡易水道事業給水管理条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この改正につきましては、令和5年5月26日の生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、令和6年3月29日に水道法施行令の改正等により国において布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を見直したことを踏まえ、本条例においても同様の改正をするものであります。 それでは、説明資料の73ページを御覧願います。新旧対照表は74ページから77ページになりますが、本ページの要旨で説明をさせていただきます。主な改正内容ですが、（１）の布設工事監督者の資格要件の見直しにつきましては、実務経験年数に水道以外の分野の実務経験を加味し、学歴、学科要件における土木工学科以外の課程を追加し、引用条文に合わせ第38条を全部改めます。
	河口議長	次に、（２）の水道技術管理者の資格要件の見直しにつきましては、技術士法の試験の合格者及び土木施工管理1級の技術検定の合格者を追加し、第38条同様、引用条文に合わせ第39条を全部改めます。
	河口議長	次に、施行期日であります、この条例は、令和7年4月1日から施工するものであります。
	河口議長	以上、議案第20号の説明といたします。
	河口議長	これから質疑を行います。ありませんか。 （な し）
	河口議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 （な し）
	河口議長	討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。
	河口議長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異 議 な し）
	河口議長	異議なしと認めます。
20・21		よって、本案は原案のとおり可決されました。
22・23		日程第20、議案第21号「令和7年度土幌町一般会計予算」
24・25		日程第21、議案第22号「令和7年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」
26・27		日程第22、議案第23号「令和7年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」
		日程第23、議案第24号「令和7年度土幌町介護保険事業特別会計予算」
		日程第24、議案第25号「令和7年度土幌町介護サービス事業特別会

計予算」

日程第25、議案第26号「令和7年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算」

日程第26、議案第27号「令和7年度士幌町簡易水道事業会計予算」

日程第27、議案第28号「令和7年度士幌町下水道事業会計予算」

以上8件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としている議案第21号から議案第28号までの各会計予算審査については、議長を除く議員全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、令和7年度各会計予算審査は、予算審査特別委員会を設置し、同委員会に付託して審査することに決定しました。

ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

河口議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会審査が終了するまで休会とすることに決定しました。

引き続きこの場所において予算審査特別委員会を招集します。

本日はこれで散会します。

(午後 1時35分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員